

報道発表資料

平成21年7月3日

教育庁総務課

担当者：中澤・原

0852-22-5403

今後の新型インフルエンザ対策に関する説明会の開催について

島根県教育委員会は、「県内発生期」における公立学校等の対応方針を6月22日改定しました。今後は、各学校長が、通常の季節性インフルエンザと同様の手続（学校医との相談など）により、臨時休業措置の内容（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校、その期間）を決定し、その後、保健所の判断により、必要に応じて臨時休業措置の内容を拡大することとなります。

新型インフルエンザは、通常の季節性インフルエンザと症状が類似しているため、新型インフルエンザ感染者であるか否かを確定するためには、保健環境科学研究所による確定検査（PCR検査）を行う必要があります。この確定検査（PCR検査）について、従来は、新型インフルエンザ感染者を漏れなく把握するため、全ての疑似症患者を対象に確定検査を行う「全数把握方式」がとられてきましたが、6月19日の政府方針により、今後は、急速な感染拡大につながりかねない端緒を早期探知するための「クラスターサーベイランス」（集団探知）方式へ移行することとされました。

国内の感染実態を見ても、学校での集団発生事例が散発していることから、学校を「クラスターサーベイランス」の重要な探知対象と位置づけ、学校における感染動向を的確に把握していくことが求められます。学校においては、従来にも増して児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに、欠席情報等について保健所との迅速な情報共有を徹底するなど、保健所による「クラスターサーベイランス」が機動的・効果的に実施されるよう、学校側として積極的に協力していく必要があります。

このため、学校と保健所との情報共有・連携の在り方について学校側の理解を深めるため、下記により、学校関係者を対象とする説明会を開催します。

記

1. 日時 【東部会場】平成21年7月6日（月） 13:30～15:30
【西部会場】平成21年7月7日（火） 13:30～15:30
2. 会場 【東部会場】島根県職員会館 2F多目的ホール 会場を変更しました。
【西部会場】浜田合同庁舎 2F大会議室
3. 内容 「県内発生期」における公立学校等の対応方針（改定版）について
学校における「クラスターサーベイランス」の流れについて
「学校欠席者情報収集システム」について
4. 参加者 県立学校・市町村教育委員会・私立学校など県内の学校関係者